

【特集】夜間中学における日本語教育の役割—外国人義務教育未修了者のためのセーフティネットを考える—

夜間中学の設置促進と日本語教育等の充実に向けた文部科学省の取組

—文部科学省の施策担当の立場から—

田中 義恭

要 旨

いわゆる「教育機会確保法」の公布・施行を受け、国として「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学の設置」を目標として掲げ、文科科学省では夜間中学の設置促進・教育内容の充実に向けた各種取組みを推進している。筆者は、文部科学省において夜間中学を担当しており、その立場から、まず夜間中学の概要とその必要性、文部科学省における夜間中学の設置促進と教育内容の充実に向けた取組みについて説明する。また、夜間中学では生徒の約8割が外国籍となっていることを踏まえた日本語教育の充実の必要性と、これに関する文部科学省の取組みを概説する。結びには、夜間中学における教育の先進性に関する筆者の見解を述べる。

キーワード

夜間中学 教育機会確保法 義務教育未修了者 不登校等経験者（入学希望既卒者）
外国人 日本語教育の推進に関する法律

1. 夜間中学の概要

1.1 夜間中学の歴史的経緯

1.1.1 夜間中学の誕生

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされ、昼間の中学校に通うことができない生徒が多くいたことから、これらの生徒に対し義務教育の機会を提供するため、昭和20年代初頭から設けられてきた。総理府（現在の内閣府）の中央青少年問題協議会が実施した「全国長期欠席児童生徒調査」では、1949年度に72万5,660人（小学校39万7389人、中学校33万8,271人）（この数字には東京都、高知県及び沖縄県は含まれない）もの児童生徒が長期欠席状態にあったことが明らかにされている。夜間中学は、こうした学齢期の子供たちに教育の機会を保障

したいと考えた現場の校長や教師の熱意により設置が進められたとされている。夜間中学に対する当時の文部省の対応について、大多和（2017）は、「法制度的に「正規に認めることは困難」だが、「趣旨については一応認められる」というものであったと指摘している。

1955年には、夜間中学の設置数は全国で89校、生徒数5,208人にまで達した。この時期の夜間中学の生徒は、主として学齢、つまり12歳から15歳の子供たちであったが、この1955年をピークに、夜間中学の学校数と生徒数は減少していくこととなる。これは、日本が高度経済成長期を迎えたことや、経済的に困難を抱える家庭への就学援助制度の整備等によって、貧困による不就学・長期欠席の問題が解消に向かっていったことが背景にあると考えられる。

1.1.2 「年少労働者に関する行政監察」

1966年11月には、行政管理庁（現在の総務省行政管理局）から労働省（現在の厚生労働省）及び文部省に対して「年少労働者に関する行政監察」勧告が出された。当該勧告では「家庭が貧困などのため、昼間就労して夜間通学している。いわゆる「夜間中学校」については、学校教育法では認められておらず（略）なるべく早くこれを廃止するよう指導すること」と文部省に求めている。この影響もあり、夜間中学は更に減少し、1968年には全国の生徒数416人、1969年には学校数が20校となっている。

一方でこの勧告後に、夜間中学の廃止反対と設置を求める運動が高まりを見せ、大阪などで夜間中学が新設されていくことになった。学齢の不就学・長期欠席児童生徒の数は減ったが、学齢期に義務教育を受けられないまま大人になった者（義務教育未修了者）が多く存在し、こうした者に対して義務教育を受ける権利を保障する場としての夜間中学の必要性が認識されることとなったことが背景にある。1968年に設置された京都市立郁文中学校夜間学級（現在の洛友中学校）の入学資格には、「学齢を超えている者」という条件が記され、以降に新設された夜間中学も同様の扱いとなっている。文部省も、夜間中学は義務教育を修了していない「学齢経過者」が通う場であるとの考え方を明確にするようになった。

1.1.3 生徒層の変化

夜間中学の生徒層は、時代とともに変化している。夜間中学の創設期から1960年代後半までは、経済的な理由等による不就学・長期欠席生徒が中心であったが、東京の夜間中学では、1970年代後半から80年代にかけて「不登校（当時の言葉では登校拒否）」を経験した生徒の入学が増えている。

また、1969年の大阪市立天王寺中学校夜間学級の開設以降、関西を中心に、差別や貧困などで学校に通えなかった在日韓国・朝鮮人の入学が急増している。1965年の日韓基本条約の締結による韓国からの引揚者や、1972年の日中国交正常化に伴う中国からの引揚者が多数帰国したが、こうした引揚者とその家族が日本で自立して生活するため、日本語を学ぶ場を求めて夜間中学に入学するようになった。1971年には東京の夜間中学3校に日本語学級が開設され、以降、夜間中学において日本語教育が大きな役割を持つようになる。

1990年代に入ると、ニューカマーと呼ばれる新渡日外国人の生徒が増加する。日本社会の国際化の進展に伴い、日本における在留外国人の数が増加し、母国や日本で義務教育を十分受けられなかった外国籍の者が夜間中学に入学するようになった。夜間中学の生徒数は1999年以降、最近まで減少傾向にあるが、外国籍の者が多く在籍する状況は現在まで

続いており、夜間中学における日本語教育の必要性は益々高まっていると言えよう。

1.1.4 教育機会確保法の公布・施行

夜間中学の学校数は長らく横ばいであったが、2016年（平成28年）12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という）の公布・施行後、2019年（平成31年）に2校、2020年（令和2年）に1校が新設され、現在は10都府県28市区に34校が設置されている。生徒数については、やや古い3年前の数値となってしまうが、文部科学省が実施した「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」調査によると、2017年7月時点で、全国で1,687名の生徒が夜間中学に在籍している。また、第65回全国夜間中学校研究大会・大会資料集（2019年12月）によると、2019年9月現在、全国で1,742名の生徒が夜間中学に在籍している。

1.2 「夜間中学」という名称と法的位置付け

ここまで「夜間中学」という言葉を特段の説明なく用いてきたが、「夜間中学」はいわゆる通称であり、法令上定められた名称ではない。「夜間中学」の他にも「夜間中学校」「中学校夜間学級」といった名称が実際に用いられているが、文部科学省を含む政府の文書においては、ここ数年、「夜間中学」という名称を用いることを通例としている。このため本稿においても「夜間中学」を用いることとした。

では夜間中学とは、法令上どのような位置付けであろうか。我が国の学校教育制度を規定する学校教育法（昭和22年法律第26号）では、中学校については第1条、第45条～第49条等に規定されているが、これらの条文では、夜間中学について特段規定する条文はなく、学齢生徒（12歳～15歳）が通う一般的な中学校と夜間中学は区別されていない。このため、現存の公立夜間中学（制度上は国立、私立の夜間中学も存在し得るが、実際の夜間中学は全て公立である）は、昼間の中学校と同様に、授業料は無償、週五日の授業、教員免許を有する公立中学校の教師が授業を行う、全ての課程を修了すれば中学校卒業、という扱いとなっている。なお、現時点においては単独校としての夜間中学は存在せず、その全てが、昼間の中学校の「夜間学級」あるいは「分校」という位置付けとなっている。

一方、学校教育法に基づき定められた政令である学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の第25条では、市町村の教育委員会等が、当該市町村等の設置する小学校、中学校等について「次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない」としており、その事由の一つとして、第5号に「二部授業を行おうとするとき」と規定されている。二部授業とは、小中学校等で、教師あるいは教室不足などの場合に、児童生徒を午前・午後などの2部に分けて授業を行うことである。これは現在でも開発途上国の特に都市部等で行われており、斎藤（2005）によれば、我が国においても「明治末から大正期にかけてと、第二次世界大戦終了後という二つの時期をピークにして、約70年間にわたって二部制学校が実施された（斎藤2005: 25）」ものである。夜間中学については、この学校教育法施行令第25条の「二部授業」であると解されている。この点について、大多和（2017）は「二部授業という教育制度上の位置づけは、義務教育学校としては前提としていない、夜間に授業を行うという形態の教育実践に制度上の根拠を持たせるために、すなわち法制度との整合性を図るために、あくまでも「後付け」された

ものであったと考えられる」と指摘している。

このように学校教育法では明確な規定のなかった夜間中学であるが、2016年12月に公布・施行された教育機会確保法により法律上位置付けられることとなった。同法では「第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等」が設けられ、同章の最初の条文である第14条では「地方公共団体は、学齢期を経過した者(略)であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。この「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」が、すなわち夜間中学のことである。

2. 夜間中学の必要性

2.1 義務教育のセーフティーネットとしての夜間中学

義務教育については、教育基本法(昭和22年法律第25条)第5条第2項において「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」と規定されているように、現代社会において自立して生きていくために欠かすことのできないものである。この義務教育を十分に受けられないまま社会に出た者は、一般的には、社会生活において大きな困難に直面する可能性が高いと言わざるを得ない。教育機会確保法第14条が規定するように、こうした学齢経過者の中に義務教育の機会の提供を希望する者が多くいること踏まえ、夜間中学については、教育のセーフティーネットとして質・量ともに充実していくことが求められている。

では、夜間中学での学びを必要とする者、実際に夜間中学に在籍する生徒とは、具体的にはどのような者であろうか。1.1の夜間中学の歴史的経緯において、夜間中学の生徒層の変化についても触れたところであるが、「学齢経過者」である今日の夜間中学の生徒層は、主に次の3類型に分類することができる。それは、①主として戦後の混乱期等に学齢期に義務教育を受けられないまま大人になった者(義務教育未修了者)、②不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者(不登校等経験者)、③本国や我が国において十分に義務教育を受けられないまま学歴を経過した外国籍の者等(外国人)、である。

2.2 夜間中学を必要とする者

上記2.1の夜間中学の生徒層の3分類に関し、その状況について説明する。

まず①の義務教育未修了者については、我が国にどれだけの人数がいるのかを正確に示す統計は存在しないが、2010年に実施された「国勢調査」では、未就学者(小中学校に在学したことのない者又は小学校を中途退学した者)が、全ての都道府県、全市町村の約96%に計12万8,187人存在することが示されている。しかしながら、この未就学者の人数には「小学校を卒業したが中学校を卒業していない者」は含まれていない。従って、文部科学省では、義務教育未修了者の人数については、「少なくとも」12万人以上いることは明

らかであると説明している。

なお文部科学省では、夜間中学関係者の声を受けて、本年（2020年）に行われる国勢調査においては「小学校を卒業したが中学校を卒業していない者」が把握できるよう調査方法の改善を総務省に要望したところであり、これを受け、2020年の国勢調査では「小学校を卒業したが中学校を卒業していない者」も把握できるよう、質問票の改訂が行われることとなった。

②の不登校等経験者（入学希望既卒者）については、文部科学省の「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」では、中学校の不登校生徒（病気や経済的な理由を除き年間30日以上欠席）は2012年度から一貫して増え続け、2018年度には11万9,687人、27人に1人に達し、過去最多となっている。このうち1万5,496人は出席日数が年間10日以下の者として把握されている。不登校経験者の中には、高等学校、更には高等教育機関にも進学し、社会で活躍している者も多くいる一方、義務教育段階で十分に学ぶことができないまま中学校を「形式的に」卒業し、社会生活に馴染めない者もいることは想像に難くない。

従来は、中学校の卒業証書を授与された者は、もう一度夜間中学に入学して学び直すことはできないと解されてきた。このような中、文部科学省では、2015年7月、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）について、夜間中学での受入れが可能であることを通知により示した。この結果、2017年7月に文部科学省が実施した調査では、73名の入学希望既卒者が夜間中学に通っていることが明らかとなったところであり、今後も夜間中学で学ぶ入学希望既卒者は増加していくことが見込まれる。

なお、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保という観点から、文部科学省では、本人の希望を尊重した上で、不登校の学齢生徒を夜間中学において受入れることも可能であることを2016年9月に発出した通知により示したところであるが、近年の夜間中学における学齢の不登校生徒の受入れは、筆者が把握している限りではまだ実績がない。

③の外国人については、近年我が国の在留外国人数が増加する中で、本国または我が国において義務教育を十分受けられないまま学齢を経過しかつ日本語能力に課題を有する者、つまり夜間中学での学びを必要とする者も増加していると考えられるが、この点の詳細については4.において後述することとしたい。

3. 夜間中学に関する文部科学省の取組みと自治体の動向

3.1 「夜間中学の設置促進と教育内容の充実に向けた文部科学省の取組

2016年12月の教育機会確保法の公布・施行は、文部科学省が夜間中学の設置促進、教育内容の充実に向けた動きを大きく進める契機となるものであった。ここでは、教育機会確保法施行後の文部科学省の取組みの概要について紹介する。

まず、文部科学省においては、2017年3月に、同法第7条第1項の規定に基づき「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定し、夜間中学の設置の促進、既設の夜間中学における教育活動の充実、多様な生徒の受入

れ等に関する方針を明らかにした。また、2018年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画においては、政府として、夜間中学の設置促進、教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る旨が明記された。

これらのことを受け、文部科学省においては、夜間中学の設置・充実のための支援予算の額を毎年度拡充するとともに、以下の取組を実施している。

- ① 夜間中学を新たに設置する際に都道府県立も含めた検討が進むよう、2017年3月に義務教育費国庫負担法の一部を改正し、都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫補助の対象に追加
- ② 2017年3月に告示した中学校学習指導要領の総則に指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記するとともに、学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるような制度を整備
- ③ 教育機会確保法の内容も踏まえた夜間中学の現状等についての詳細な実態調査を実施し、2017年11月に公表
- ④ 夜間中学の認知度を上げるためのフライヤーを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、2018年4月に積極的な活用を各教育委員会に依頼
- ⑤ 夜間中学の設置・充実を通じた教育機会の確保に向け各地方公共団体において参考となるよう2017年1月に作成した手引を、最新の動向や制度改正を含め夜間中学の設置に必要な情報を反映するため、2018年7月に第2次改訂
- ⑥ 教育機会確保法附則第3条をふまえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を2018年11月に設置。2019年6月に議論をとりまとめ
- ⑦ 子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定を受けて、令和2年1月に各都道府県等に夜間中学の設置の取組をより一層推進するよう文書により依頼
- ⑧ 全ての都道府県・政令指定都市の担当者を対象に教育機会確保法の趣旨や夜間中学の活動等を説明する説明会を東京・大阪の2会場において、2017年、18年、19年度の間に毎年開催

3.2 自治体における夜間中学新設に向けた動き

夜間中学の学校数は長らく横ばいであったが、教育機会確保法の施行後、各地で夜間中学の新設に向けた取組が進みつつある。まず2019年4月には、千葉県松戸市立第一中学校みらい分校、埼玉県川口市立芝西中学校陽春分校が設置され、2020年4月には、茨城県常総市立水海道中学校夜間学級が開設された。また、2021年4月には、全国初の「県立」の夜間中学となる、徳島県立しらすぎ中学校が開校予定である。また、高知県も2021年4月の県立夜間中学の設置を目指しており、福岡県大牟田市は2021年4月、北海道札幌市は2022年4月の夜間中学設置を表明している。このほか、神奈川県相模原市、静岡県、長崎県が夜間中学の設置に向けた検討を進めることを表明しており、水面下で検討を進めている自治体もある。

政府として閣議決定した夜間中学の設置目標は「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜

間中学が設置されるよう促進する」（「子どもの貧困対策に関する大綱」2019年11月29日閣議決定）というものである。この目標からすると、夜間中学は10都府県28市区に34校にとどまっているという現状は、まだまだ不十分であると言わざるを得ないが、3.1にて示したような取組を更に充実させつつ、また全国夜間中学校研究会や、「全国夜間中学キャラバン」等の民間の活動とも連携しながら、文部科学省として夜間中学の設置促進、教育内容の充実を進めていく必要があると考えている。

3.3 夜間中学の設置促進の壁—見えにくいニーズ—

これまで述べてきたように、義務教育未修者、不登校等経験者、外国人など夜間中学を必要としている者が我が国には相当数存在すると考えられ、文部科学省からも繰り返し自治体に対し夜間中学の設置を呼び掛け、また支援のための予算や施策も拡充してきているにも関わらず、なぜ自治体における夜間中学の設置が早いテンポでは進まないのか。文部科学省の取組みがまだまだ不十分であるというお叱りはあろうし、夜間中学の認知度がまだ低いなどの問題があるが、その最大の理由は「夜間中学を設置するニーズが見えにくい」ということではないかと筆者は考えている。

義務教育未修者、不登校等経験者、外国人等の夜間中学での学びを必要とする者は、現代社会にあって、自ら声高にその存在を訴えることが少ない、あるいは訴えることができない、いわば「サイレント・マイノリティ」と考えられる。自治体が夜間中学の設置を検討するため、夜間中学への入学希望者を把握する「ニーズ調査」を行っても、こうした対象者になかなか届かず、「夜間中学に通いたい」という声が十分に把握できないケースが生じている。夜間中学の設置にも要する予算や手間を考えると、自治体としては、明確なニーズがないと設置に踏み切れない、という事情は理解できるところである。このため文部科学省では、これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、未設置の自治体において夜間中学を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を2017年4月に取りまとめ、自治体での活用を促している。自治体の中には、自主夜間中学の協力等により、夜間中学に通いたいという多くの声を集めているところもあり、こうした成功例を全国に普及していくことも必要であると考えている。

4. 夜間中学における日本語教育の必要性と政府・文部科学省の取組

4.1 義務教育を十分受けられなかった外国人の存在

2.2でも触れたとおり、近年我が国の在留外国人数が増加する中で、本国または我が国において義務教育を十分受けられないまま学齢を経過しかつ日本語能力に課題を有する者、つまり夜間中学での学びを必要とする者も増加していると考えられる。

法務省出入国在留管理庁の調査によると、我が国の在留外国人の数は、2012年末の203万3,656人から毎年増え続けており、2019年6月には282万9,416人に達している。また、文部科学省が2019年に初めて実施した「外国人の子供の就学状況調査」によると、学齢相当の外国人の子供12万4,049人のうち、不就学の可能性のある者が1万9,645人いることが明らかになった。このような者が不就学のまま学齢を超えた場合には、「本国ま

たは我が国において義務教育を十分受けられないまま学齢を超過しかつ日本語能力に課題を有する者」となる可能性が高い。こうした外国人の子供が義務教育を受けられるよう取組みを強化していくことが急務であるが、既に多くの外国人が「義務教育を十分受けられない」ままで学齢を超過し、我が国で生活していると考えられ、こうした外国人が夜間中学で学ぶことへのニーズは高いと考えられる。

4.2 政府方針、法律に示された夜間中学における日本語教育の必要性

2018年12月に、政府の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定し、2019年12月に改訂された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」では、「施策番号84」として夜間中学に関する取組が明記されている。具体的には、夜間中学は「自国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関」であり、「全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう(略)その促進を図る」とされている。また「教員の日本語指導の資質向上、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用等を通じて夜間中学の教育活動の充実等に向けた取組を進める」とされ、夜間中学における日本語教育の充実についても明記されている。

2019年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行された。同法案の質疑が行われた2019年6月20日の参議院・文教科学委員会において、「夜間中学において日本語教育の機会を最大限確保することや、夜間中学で行われる日本語教育の水準の維持向上もまた必要と考えるわけですが、提案者のお考えを伺いたい」という吉良よし子参議院議員からの質問に対し、同法律案の提案者である馳浩衆議院議員は「本法律案では、第十二条第一項において、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずることとしており、ここには、まさに国籍、学齢を問わず、夜間中学に通う生徒も対象に含まれる」「本法律案と教育機会確保法とが相まって、夜間中学における日本語教育の機会の確保と水準の維持向上が図られることが期待されております」と答弁している。また、同法律第10条において定めることとされている「日本語教育の推進に関する基本方針」の案(2020年3月30日の日本語教育推進会議(第2回)に諮られたもの)にも、夜間中学の設置促進・充実が盛り込まれている。なお本基本方針は、2020年6月の閣議決定を目指すこととされている。

4.3 夜間中学における日本語教育の充実に向けた文部科学省の取組

4.2で述べたように夜間中学における日本語教育の充実に向けた方針が示される中で、文部科学省として具体的取組を進めていくことが必要である。まだ緒に就いたばかりではあるが、ここでは夜間中学における日本語教育の充実に向けた文部科学省の取組を紹介したい。

まず、2017年に告示した「中学校学習指導要領(平成29年告示)(pp.26~27)」では、夜間中学のことを想定し、総則において、初めて、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記した。このことに関し、「【総則編】中学校学習指導要領(平成29年告示)解説(pp.118~120)」では、夜間中学の学齢経過者について「特に、日本

国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒への配慮が必要となる。このため、第4節2「(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である」としている。

また、夜間中学に勤務する教職員等を対象に、2018年の夏に日本語教育に関する研修会を東京及び大阪で初めて開催し、2019年の夏にも2回目となる研修会を同じく東京と大阪で開催した。研修内容自体まだ手探りの状況であるが、研修会に参加した教師の意見も踏まえながら、より有意義な研修の在り方を模索していきたいと考えている。

更に2020年度からは、従来は昼間の中学校を対象として実施されてきた「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」及び「定住外国人の子供の就学促進事業」の支援対象に夜間中学を含めるとともに、文化庁が進める「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、地域日本語教室と夜間中学が連携して日本語教育を進められるようにするなどの取組を進めている。夜間中学を設置する自治体におけるこれら事業の積極的な活用により、夜間中学における日本語教育の充実が図られることを期待したい。

なお、文部科学省では、「GIGA スクール構想」として、2019年度及び2020年度の補正予算において、全国の小中学校等に校内LANを整備するとともに、児童生徒一人一台の学習者用端末（パソコン）を整備するための補助金を計上している。この対象には、当然ながら夜間中学も含まれている。一人一台パソコンを夜間中学の現場で有効に活用することで、近い将来には、夜間中学における日本語教育を更に充実させる可能性も広がるものと考えている。

5. 結びに

以上、夜間中学の概要やその必要性、文部科学省の取組、夜間中学における日本語教育について述べてきたが、最後に、夜間中学の有する「先進性」について触れたい。

筆者は文部科学省において、中央教育審議会初等中等教育分科会の事務局も担当している。同分科会では、2019年4月に文部科学大臣からの諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方について」を受け、現在、精力的な審議が行なわれているところである。同分科会は、2019年12月に、答申に向けた「論点取りまとめ」を公表したが、この中では、新しい時代を見据えた学校教育の姿として「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学び」の実現を目指すとしている。不登校、発達障害、日本語能力に課題のある外国人の増加など児童生徒の多様化が進む中で、学校現場は困難に直面しており、この問題をどう乗り越えていくのかが、大きな論点の一つとなっている。

実は夜間中学の中に、ヒントが隠されているのかも知れない。夜間中学の生徒は実に多様である。80歳以上の高齢者もいれば、不登校で学校に殆ど通えなかった青年、日本語が十分にできない外国人もいる。「こうした多様な生徒と一緒に学ぶことは無理ではないか、それぞれの特性に合わせて別の教育をすべきではないか」、夜間中学を知らない人からはそう思われこともある。しかし夜間中学では、年齢も経歴も多様で、学びを心から求める生徒が、お互いの違いを尊重しながら共に楽しく学んでいる。そこには「同調圧力」はない。

同年齢で構成される同質性の高いクラスには馴染めなかった不登校経験者も、安心して通うことができる。外国人の青年は、日本語を学ぶだけでなく、各種行事も含めた「日本型学校教育」により、日本の文化を身に付けながら、知・徳・体を一体的に育むことができる。高齢者は、子供時代に通いたくても通えなかった学校で学ぶ喜びを噛みしめながら、自分の子、孫の世代の生徒と机を並べている。教師は、目の行き届く少人数のクラスにおいて、多様な生徒一人一人の特性を踏まえた指導を行っている。

夜間中学の現場にはまだまだ多くの課題があるが、「極めて多様な生徒が、高い意欲を持ちながら共に学ぶ場」が実現されていることも事実である。筆者としては、これからも夜間中学の設置促進と教育内容の充実に微力ながら取り組むとともに、新しい時代の学校教育の姿について、夜間中学から学んでいきたいと考えている。

参考文献

- 浅野慎一 (2012) 「ミネルヴァの鼻たち—夜間中学生の生活と人間発達—」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』6 (1)、pp. 125-145
- 大多和雅絵 (2017) 『戦後夜間中学の歴史—学齢超過者の教育を受ける権利をめぐる—』六花出版
- 斉藤泰雄 (2005) 「二部制方式による学校運営の実態と問題点—日本の経験—」、『国際教育協力論集』、8 (2)、pp. 25-37
- 第 65 回全国夜間中学校研究大会事務局 (2019) 『第 65 回全国夜間中学校研究大会大会資料』第 65 回全国夜間中学校研究大会事務局
- 内閣府 (2019) 「子供の貧困対策に関する大綱」
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf> (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 文化庁 (2019) 「日本語教育の推進に関する法律」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 法務省 (2019) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (改訂)」
<http://www.moj.go.jp/content/001311603.pdf> (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 法務省 (2019) 「令和元年 6 月末現在における在留外国人数について (速報値)」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00083.html (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 学びリンク (2016) 『実態を知り、広げよう！全国夜間中学ガイド』学びリンク株式会社
- 文部科学省 (2019) 「外国人の子供の就学状況等調査結果 (速報)」
https://www.mext.go.jp/content/1421568_001.pdf (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 文部科学省 (2015) 「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について (通知)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 文部科学省 (2017) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 文部科学省 (2019) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2019/07/02/1418510.pdf (2020 年 4 月 15 日閲覧)
- 文部科学省 (2016) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成 28 年法律第 105 号)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm (2020 年 4 月 15 日閲覧)

文部科学省 (2018) 「第 3 期教育振興基本計画」

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406127.htm (2020 年 4 月 15 日閲覧)

文部科学省 (2017) 「中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」

https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf (2020 年 4 月 15 日閲覧)

文部科学省 (2017) 「【総則編】中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf (2020 年 4 月 15 日閲覧)

文部科学省 (2017) 「平成 29 年度夜間中学等に関する実態調査」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/11/07/1357982_03.pdf (2020 年 4 月 15 日閲覧)

文部科学省 (2019) 『平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』

<https://www.mext.go.jp/content/1410392.pdf> (2020 年 4 月 15 日閲覧)

文部科学省 (2018) 「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第 2 次改訂版)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/1381010.htm (2020 年 4 月 15 日閲覧)

(たなか よしやす 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室)